





十四 利 子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式に、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還金の基額

償還金の基額  
償還金の基額  
償還金の基額

(別表のとおり)  
額面金額(円)  
平成二十三年五月二十日付  
日本証券業協会が発した  
店頭売買参考統計値表に掲載



（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 一）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回）券	（（利 回第三 ）年付 百）庫 十）債 一）券	（（利 第十付 三年国 百）庫 七）債 回）券	（（利 第十付 三年国 百）庫 四）債 回）券	（（利 第十付 三年国 百）庫 回）債 ）券	（（利 回第四 ）年付 百）庫 九）債 十）券	（（利 回第一 ）年付 百）庫 九）債 十）券
一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 〇 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 三 %	一 ・ 三 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 三 %
日年平 三成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五	日年平 九成 月三 二十二	日年平 三成 月三 二十二	日年平 九成 月三 二十一	日年平 三成 月三 二十一	六平 月成 二三 十 日年	三平 月成 二三 十 日年
五十億 円	四十 二億 円	二十 億 円	円百 六 十三 億	三十 三億 円	円七 百 十八 億	六十 二億 円	六十 億 円	三十 五億 円	五十 五億 円	百五 億 円

（利付 第二 八十 十年 庫 九） 債 回 券	（利付 第二 八十 十年 庫 四） 債 回 券	（利付 第二 七十 十年 庫 八） 債 回 券
二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %
日年平 六成 月三 二十 十八	十年平 日十成 二三月 月十 二十七	日年平 六成 月三 二十七
四 十 億 円	二 十 一 億 円	五 十 億 円